

消 防 危 第 92 号
消 防 特 第 80 号
令 和 4 年 4 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインの改訂
について

石油コンビナートにおける無人航空機（いわゆるドローン）の安全な活用方法については、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン等の送付について」（平成 31 年 3 月 29 日付け消防危第 51 号・消防特第 49 号）及び「プラントにおけるドローンの安全な運用方法におけるガイドラインの改訂等について」（令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 74 号・消防特第 36 号）により運用をお願いしているところです。

今般、厚生労働省、経済産業省と共同で開催している「石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議」において、別添 1 のとおりガイドラインを改訂しました。今回の改訂は、設備の近傍での飛行における安全確保のために必要な措置の追加、事業者等へのヒアリングを踏まえた内容の整理、令和 2 年 6 月及び令和 3 年 9 月に行われた航空法令の改正による制度変更への対応等を行ったものです。

改訂後のガイドラインは、石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議 3 省共同運営サイト (https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html) に掲載していますので、ご参照ください。

貴職におかれましては、当該ガイドラインを参考に引き続き運用されるとともに、危険物施設関係者への周知をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、このことについては、別添 2 のとおり関係事業者団体に対しても通知していますので、参考としてください。

本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室 担当：岡田、北中、日下
TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7524
消防庁特殊災害室 担当：脇坂、重田、前田
TEL 03-5253-7528 / FAX 03-5253-7538